

「東京手仕事」プロジェクト商品発表会代替案に
係る業務委託 仕様書

公益財団法人 東京都中小企業振興公社 総合支援部 城東支社

仕 様 書

第1 件 名

「東京手仕事」プロジェクト 商品発表会代替案に係る業務委託

第2 目 的

「東京手仕事」プロジェクトでは、東京の伝統工芸品職人とデザイナーが開発チームを組成し、伝統工芸の要素を取り入れながらも、現代的な感覚を組み込んだ新商品を開発している。令和元年度に開発された新商品を初披露するため、商品発表会（以下、「発表会」）の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。これに伴い、発表会に代わる商品プロモーションのための代替案を実施する。

第3 代替案の概要

1. **Instagram** アカウントの改善運用と、それを活用した商品プロモーション
2. ファッション業界誌との記事タイアップ
3. メディアリリース

第4 契約期間

令和2年10月1日(木)から令和3年3月31日(水)まで

第5 履行場所

公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、公社）が指定する場所

第6 委託内容

1. 全般
 - (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった「東京手仕事」プロジェクト商品発表会の代替案企画を行う。
 - (2) 本企画は、令和元年度開発商品（以下、「開発商品」）のプロモーションを目的とすること。
 - (3) 業務内容に係る「実施計画書」と「報告書」を作成すること。
 - (4) 業務遂行にあたっては公社と綿密な連絡をとり、その指示を受けること。また、公社の求めに応じて打ち合わせを行い、必要な資料の作成、説明を行うこと。打ち合わせ後は議事録を作成し、電子データにより3営業日以内に提出すること。

2. 企画の内容

- ・開発商品の認知度向上、販売促進につながるプロモーションを実施すること。
- ・代替案のターゲット層を考慮した企画を実施すること。

【ターゲット層】

- ・30代後半～40代
- ・女性
- ・流行のものより、自分の好きなものを暮らしに取り入れたい方。
- ・ものづくりや手作りの商品に興味のある方。
- ・インテリアや生活雑貨にこだわりのある方。

- ・以下の(1)～(3)の企画立案、実施を行うこと。

(1) Instagram アカウントの改善運用と、それを活用した商品プロモーション

- ・「東京手仕事」プロジェクトの公式 Instagram アカウント（以下、「公式アカウント」）を使用すること。
- ・ターゲット層に対して有効なアカウントとなるよう、改善指示・改善実行までのコンサルティング業務を実施すること。
- ・公式アカウントを認証アカウントに切り替えること。
- ・公式アカウントを検証し、既存の投稿内容を整理すること。
- ・下記の製作物を作成し、指示書の作成もしくは投稿を行うこと。
- ・製作物の具体的な内容について提案し、公社と協議の上決定すること。

【製作物】

- | | |
|------------------------|-----|
| ①アカウント改善用動画（stories用） | 2本 |
| ②アカウント改善用画像（feed用） | 4枚 |
| ③開発商品紹介用動画（stories用） | 10本 |
| ④開発商品紹介用動画（feed用） | 3本 |
| ⑤プレゼントキャンペーン用画像（feed用） | 1枚 |

- ①② 商品プロモーションとは別に、アカウント改善用の動画と画像を作成すること。既存の東京手仕事素材を使用し、ターゲット層が興味を持つ内容にすること。なお、既存の東京手仕事素材は公社が支給する。
- ③ 10～30秒程度の商品紹介動画（stories用）10本を作成すること。1本の動画内で下記のインフルエンサーを1名出演させ、開発商品を1点紹介すること。動画1本につき、開発商品1点を紹介すること。
- ④ 2分程度の商品紹介動画（feed用）3本を作成すること。1本の動画内で下記のインフルエンサーを1名出演させ、3～4点の開発商品を紹介すること。インフルエンサー1名につき、1本の動画を作成すること。
- ⑤ プレゼントキャンペーンを実施し、フォロワー獲得に努めること。また、プレゼントキャンペーン用の広告画像（feed用）を1枚作成すること。なお、プレゼント用の商品は公社が用意する。

- ・上記①～⑤の製作物は、東京手仕事ブランドサイトへの転載も可能とすること。

- ・下記の条件を満たす i ~ iii のインフルエンサーを各 1 名起用し、上記の③④の動画に出演させ商品を魅力的に紹介する動画を作成すること。また、インフルエンサー自身のアカウントで「東京手仕事」に関する投稿をさせること。
- ・インフルエンサーについて提案し、公社と協議の上決定すること。

【条件】

- ・3日に1回以上、投稿を行っていること。
- ・ターゲット層に該当するフォロワーが多数いること。
- ・既存の投稿内容に「商品のストーリー性」を重視したものがあること。

- i. フォロワー1万人以上
- ii. フォロワー30万人以上
- iii. フォロワー50万人以上

- ・上記③④⑤の動画を使用し、Instagram内で広告配信を行うこと。
- ・広告配信費用は1,000,000円とすること。
- ・広告配信の設定（課金方法やテキストの設定等）については提案し、公社と協議の上決定すること。
- ・投稿内容に商品販売サイトをリンクすること。
- ・実施後にフォロワー獲得数やプレゼントキャンペーン応募者数等をまとめ、報告書を作成すること。

(2) ファッション業界誌との記事タイアップ

- ・バイヤー向けにファッション業界誌とタイアップし、開発商品の記事を掲載すること。
- ・1ページ全面カラー刷りで掲載すること。
- ・掲載する雑誌について提案し、公社と協議の上決定すること。
- ・掲載号は最適なものを提案すること。
- ・取材等を実施の上、記事制作の進行を行うこと

(3) メディアリリース

- ・開発商品について、東京手仕事の催事にあわせてメディア向けにPRを行うこと。なお、催事は11月以降に開催する。配信スケジュールは催事が11月1日より行われることを想定して提案すること。
- ・リリース原稿と配信先リストを作成すること。
- ・新聞や雑誌等の紙媒体とTVメディア合わせて200以上の媒体にプレスリリースを行うこと。
- ・50以上のweb媒体にプレスリリースを行うこと。
- ・50以上の媒体に直接アプローチし、記事掲載に努めること。
- ・実施後に効果測定を行い、報告書を作成すること。
- ・配信を行うメディアについては、公社と協議の上決定すること。
- ・メディアリリースに関して独自の工夫を提案すること。

3. その他

- (1) 実施した内容や成果等に関する報告書や成果物を提出すること。
- (2) 本企画のために制作したコンテンツやデータは、公社に納品すること。
- (3) 本仕様書の解釈に疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、公社と受託者により別途協議すること。

第7 提案項目

- (1) Instagram 配信用製作物
 - ・動画や画像の具体的な内容
 - ・計画から配信までのスケジュール
- (2) インフルエンサー候補案
 - ・ i ~ iii に該当するインフルエンサー（各2名まで）
- (3) Instagram 広告配信計画
 - ・ 広告配信時の設定や配信スケジュール、費用内訳
- (4) ファッション業界誌
 - ・ タイアップする雑誌、掲載号
- (5) メディアリリース計画
 - ・ 配信先や配信スケジュール
- (6) メディア掲載へ向けた工夫
 - ・ メディアに取り上げられるような具体的な工夫

第8 提出書類の作成要領

1. 提案書類内容

- (1) 提案項目に関する企画書（最大15枚まで）
- (2) 見積内訳（消費税及び地方消費税を含む、項目ごとに明細記載、社名を伏せて記載）
- (3) 実施体制図（責任者、担当者、外注先を含めた実施体制を記載すること）
- (4) 過去の実績（Instagram アカウントのコンサル実績、広告に関する賞の受賞歴 他）

2. 留意事項

- (1) 提案書（自由様式）は原則 A4 版とする。
- (2) 数の指定のないものは各社 1 案のみ提案すること。
- (3) 応募に係る経費は応募者の負担とする。また、提出時に提出された企画案、資料等は返却しないものとする。
- (4) 提出部数は正本 1 部、副本 5 部を用意すること。提案内容は会社名がわからないように作成すること。会社名がわかる場合、失格となる場合がある。提案額も社名を伏せて提案書に記載すること。
- (5) 概算見積書（自由様式）は必要経費について項目ごとに明細を作成の上、総額を算出すること。なお、概算見積書についても審査の対象とする。

第9 受託者の責務について

- (1) 本委託契約を実施する上で生じる責務（安全確保義務を含む）及び責任は、すべて受託者の負担において措置すること。

第10 セキュリティポリシー要件

受注者は、本更新業務中に知り得た情報を他に漏らしてはならず、別途「公社情報セキュリティ対策基準」に定める事項を遵守することを求める「同意書」または「秘密保持契約」を提出するものとする。

特に契約に関しては下記の事項について要件を明記した契約を締結するものとする。

- ① 情報セキュリティポリシー及び実施手順等の遵守
- ② 委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定
- ③ 提供されるサービスレベルの保証
- ④ 従業員に対する教育の実施
- ⑤ 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止
- ⑥ 業務上知り得た情報の守秘義務
- ⑦ 再委託に関する制限事項の遵守
- ⑧ 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等
- ⑨ 業務委託の定期報告及び緊急時報告義務
- ⑩ 発注者又はシステム管理者による監査、点検、検査があり得ること及びその場合の協力義務
- ⑪ 事故発生時の報告及び対応義務
- ⑫ 遵守事項についての同意書等の提出
- ⑬ 情報セキュリティに関する要件が遵守されず、事故が発生した場合の規定（損害賠償等）
- ⑭ 情報セキュリティ事故発生時の事故内容、事業者名等の公表があり得ること

第11 契約情報の公表

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、理事長の判断により、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表することができる。

(1) 公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

(2) 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表する。なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後14日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができる。

第 12 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙 1 に定めるところによる。

第 13 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別紙 2 に定めるところによる。

第 14 参考資料

- ・「東京手仕事」事業サイト <https://tokyo-craft.jp/>
- ・「東京手仕事」ブランドサイト <https://tokyoteshigoto.tokyo/>

(担当)

東京都葛飾区青戸 7-2-5

公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援部城東支社

「東京手仕事」プロジェクト商品開発事務局 tel.03-5680-4631

別紙 1

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託（下請負）禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に、再委託（下請負人には）できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託（下請負人と）していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力を行うこと。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者（下請負人）を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。

個人情報及び機密情報に係る標準特記仕様書

受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 定義

本業務において、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、公社という。）の保有する個人情報（以下、単に「個人情報」という。）とは、公社が貸与する原票、資料、貸与品等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報並びに受託者が公社に代わって行う本業務の過程で収集した個人情報のすべてをいい、受託者独自のもものと明確に区分しなければならない。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

2 受託者の責務

- (1) 受託者は、この契約の履行に当たって、個人情報を取り扱う場合は、「東京都個人情報の保護に関する条例」（平成2年東京都条例第113号）を遵守して取り扱う責務を負い、以下の事項を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

3 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該委託業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所について書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

4 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。

5 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

6 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

7 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

8 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、3(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

9 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に委託者から承認を得ること。

(3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

また、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

カ (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

キ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。

ク その他、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

10 委託者の施設内での作業

(1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。

(2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。

(3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。

ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。

イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。

ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。

エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

11 再委託の取扱い

(1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。

(2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。

- ア 再委託の理由
- イ 再委託先の選定理由
- ウ 再委託先に対する業務の管理方法
- エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
- オ 再委託する業務の内容
- カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
- キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
- ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約
- ケ その他、委託者が指定する事項

(3) この特記仕様書の1から10までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

12 実地調査及び指示等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

13 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の1から10までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

14 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。
- (2) 前項の場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、前項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

15 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作権者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含み、(1)から(4)までの規定による譲渡及び不行使の対価は契約金額に含まれるものとする。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

16 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

17 疑義についての協議

この特記仕様書の各項目若しくは仕様書で規定する個人情報等の管理方法等について疑義等が生じたとき又はこの特記仕様書若しくは仕様書に定めのない事項については、両者協議の上定める。